

事務連絡

令和6年10月21日

徳島地方労働基準協会 殿

徳島労働局総務部労働保険徴収室長

令和6年度 労働保険未手続事業一掃強化期間の取組について（依頼）

日頃は、労働行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、事業主は労働者を雇用した場合、労災保険と雇用保険を合わせ総称する労働保険の加入手続きを行うことが義務づけられていますが、中小零細事業を中心にこの義務の知識不足等により、相当数の未手続事業が残されています。

これら未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担及び労働者の福祉向上等の観点から極めて重要であり、今年度も昨年度に引き続き労働保険行政の最重点課題として位置づけ、11月1日から同30日までの1か月間を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、全国において集中的な未手続事業一掃対策を展開します。

つきましては、労働保険の未手続事業解消についての周知を図るため、リーフレット（別添）を送付させていただきますので、誠に恐縮ではございますが、同リーフレットを掲示していただくとともに、窓口にも設置し、事業主等に対しまして周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件の取組に関しては、徳島労働局ホームページにも掲載しておりますので、ご活用いただければ幸いです。